

令和7年度
第446回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和7年8月25日
11:00～11:45
千葉労働局1階会議室

令和 7 年度
第 446 回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 25 日（月） 11：00～11：45

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

伊澤委員、大越委員、大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

大谷委員、岡田委員、田中委員、中島委員

使用者委員

神田委員、斉藤委員、高橋委員、古山委員

4 議題

- （1）千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- （2）千葉県特定最低賃金の決定（新設）及び改正決定の必要性の有無について
- （3）千葉県特定最低賃金の決定（新設）及び改正決定について
- （4）千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
- （5）今後の審議日程について
- （6）その他

5 資料

資料No. 1 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書（写）

資料No. 2 特別小委員会報告書

6 議事内容

（会長）

ただ今から、第 446 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が 1 名おりますことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、2 者協議を除き議事録を作成し、公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、労働者側委員 1 名、使用者側委員 1 名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員 5 名、労働者側委員 4 名、使用者側委員 4 名、計 13 名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

本日の議事に入らせていただきます。

はじめに、議題(1)の「千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

千葉県最低賃金の改正につきましては、8月7日開催の第445回本審議会において時間額1,140円とすることで結審し、答申をいただきました。

これについて、最低賃金法第11条の規定により、異議申出の公示を8月22日まで行ったところ、3団体から異議申出がございました。

異議申出があった場合には、労働局長は、その申出について審議会に意見を求めなければならないとされております。

このため、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」局長から審議会へ諮問させていただきます。

《千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長へ諮問文を手交》

(会長)

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文を朗読》

(会長)

ありがとうございました。

つづいて、事務局は異議申出書の内容について説明をお願いします。

(賃金指導官)

先ほどのとおり、3団体から異議申出書が提出されておりますので、簡単に内容につきまして説明させていただきます。

インデックス1をご覧ください。

1枚目、千葉県労働組合連合会からです。

異議の内容といたしましては、「千葉県最低賃金1,140円に異議があります。」ということで、「1,500円まで引き上げるとともに全国一律にすべきと考えます。」というものでございます。

続きまして2枚目、自治労連千葉県本部女性部役員一同からです。

こちら先ほど同様に、「1,140円では異議がある。」ということで、「1時間1,500円以上もしくは東京と同額の1,226円への引き上げ、早期に1,500円目指し、全国一律にすべきと考えます。」というものでございます。

最後3枚目、ちば合同労働組合からのものでございます。

こちらにつきましても、「1,140円について異議を申し立てます。直ちに全国一律かつ時給1,500円に引き上げることを求めます。」というものでございます。

異議の理由につきましては、この後の審議の場におきまして、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ただいま、事務局から異議申出書の内容について説明がありましたが、これについて何かご質問などはありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、ここで少し時間を取りますので、この異議の申出について労使双方、別室の方で協議をお願いしたいと思います。

事務局は案内をお願いします。

なお、これより2者協議となりますので、傍聴者は一旦退席をお願いします。

《労使双方別室にて協議》

《再開》

(会長)

それでは再開します。

異議の申出について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側のご意見はいかがでしょうか。

(労働者代表委員)

それでは、労働者側の意見・考えについて示したいと思います。

千葉地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会より提示された目安額を十分に参酌しながら、千葉県の経済情勢を見極めつつ、改正額の水準についてこれまで議論が尽くされた内容でございますので、改めて取り扱う必要がないものであると考えております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

使用者側のご意見をお願いいたします。

(使用者代表委員)

使用者側でございますが、それぞれの異議申立て、提出された意見は承りましたが、すでに労使双方で議論を尽くした内容でございますし、先の専門部会、そして本審におきまして、公益委員の先生方のご提案も踏まえて決定した改定額でございますので、これ以上の議論は必要ないというふうに考えております。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま、労使各側からいただきましたご意見を踏まえまして、当審議会の結論としては、「令和7年8月7日付け答申のとおりとする。」ということとしたいと思いますがいかがでしょうか。

《異議なし。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、「令和7年8月7日付け答申のとおり決定することが適当である。」として労働局長へ答申したいと思います。

事務局は答申文案を各委員へ配付をお願いします。

《答申文案を配付》

(会長)

それでは、確認のため事務局は答申文案の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《答申文案の朗読》

(会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局が読み上げた答申文案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

《千葉地方最低賃金審議会会長から千葉労働局長へ答申文を手交》

(賃金室長)

ただいま、答申をいただきましたので、千葉労働局長からあいさつを申し上げます。

(労働局長)

本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出についてご審議をいただき、「令和7年8月7日付けの答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただきました。

本日は、限られた時間の中で慎重かつ熱心なご議論をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

本日の答申を受け、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月3日発効に向けた手続を進めるとともに、改正額の周知徹底と履行確保に努めてまいります。

本日をもって、本年度の千葉県最低賃金の審議については終了しますが、この間の委員の皆様のご多大なご尽力に心より感謝申し上げます。

また、今後は特定最低賃金についてご審議をお願いすることとなりますが、委

員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

続いて、議題（２）の「千葉県特定最低賃金の決定（新設）及び改正決定の必要性の有無について」に移りたいと思います。

特別小委員会の審議結果について、同小委員会委員長を仰せつかっている私の方からご報告申し上げます。

特定最低賃金については、８月１日の第４４４回本審議会において新設及び改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、８月４日の第１回目特別小委員会及び本日の第２回目特別小委員会にて、審議を行いました。

小委員会報告については、お手元の資料№２の特別小委員会報告書をご覧ください。

まず、新設申出の「総合スーパーマーケット」の決定の必要性についてですが、労働協約の賃金額が今回改正される地域別最低賃金１,１４０円を下回っており、「必要性ありとすることができない。」との結論となりました。

続いて、改正決定の必要性の有無についてですが、改正申出のあった７業種のうち、「電気機械器具製造業関係」「鉄鋼業」この２業種は全会一致で改正の「必要性あり」との結論となりました。

続いて、「必要性ありとすることができない。」業種は、「調味料製造業」「一般機械器具製造業関係」「精密機械器具製造業関係」「自動車新車小売業」「各種商品小売業」の５業種となっております。

なお、「調味料」「精密機械器具製造業関係」「各種商品小売業」については、協約額などが千葉県最低賃金を下回っているものです。

「一般機械器具製造業関係」「自動車新車小売業」については、労働協約額などが千葉県最低賃金の１,１４０円を上回っており、慎重に審議を行いましたが、全会一致とはならず、改正決定の「必要性ありとすることができない。」との結論に至っております。

以上、特別小委員会運営規程第１１条に基づき、ご報告申し上げます。

この報告を踏まえ、今一度、審議会としてご意見を伺いたいと思います。

使用者側のご意見はいかがですか。

(使用者代表委員)

特定最賃の必要性の検討につきまして、これまで十分議論したうえで、先ほど

の特別小委員会で得た結果でございます。

いま、ご説明いただきましたとおりで、特段これ以上の意見などは使用者側からはございません。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

続きまして、労働者側はいかがですか。

(労働者代表委員)

労働者側としまして、先ほどの特別小委員会の中での話の内容に尽きますので、ただいま報告いただいた内容で特に異議はございません。

以上です。

(会長)

それでは、当審議会は新設の申出がありました、「総合スーパーマーケット」については「必要性あり。」とすることができないと答申いたします。

次に、改正決定の申出があった7業種についてです。

「電気機械器具製造業関係」及び「鉄鋼業」の2業種については「必要性あり。」、「調味料製造業」「一般機械器具製造業関係」「精密機械器具製造業関係」「自動車新車小売業」「各種商品小売業」の5業種については「必要性ありとすることができない。」と答申いたします。

それでは、委員の皆様には、答申文案をご確認いただきたいと思います。

《答申文案を配付》

(会長)

それでは、確認のため事務局は答申文案の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《答申文案を朗読》

(会長)

ありがとうございます。

皆様、ただいまのとおり、答申してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、答申文をお渡しします。

《千葉地方最低賃金審議会会長から千葉労働局長に答申文手交》

(会長)

ただいま、労働局長に答申をいたしました。

委員の皆様、特に特別小委員会の委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、お礼申し上げます。

それでは、次の議題(3)の「千葉県特定最低賃金の改正決定について」です。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、「電気機械器具製造業関係」及び「鉄鋼業」について、改正決定の必要性を認める旨の答申を行っていただきましたので、この2業種の特定最低賃金の改正決定について、これより、労働局長から諮問文をお渡しさせていただきます。

《千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に諮問文を手交》

(会長)

ただ今、労働局長から2業種の金額改定について諮問を受けました。事務局は諮問文の写しを各委員へ配付してください。

《諮問文写を配付》

(会長)

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文写を朗読》

(会長)

ありがとうございました。

続いて、議題（４）の「千葉県特定最低賃金専門部会の設置について」です。

ただいま、２業種の改正決定について諮問を受けましたので、今後、専門部会を設置し審議を行うことになります。

この後の事務手続について、事務局からご説明をお願いします。

（賃金室長補佐）

特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示について、ご説明いたします。

審議会令第６条第４項の規定により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第３条を準用することになり、関係労働組合及び関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要があります。

相当の期間とは、原則として２週間から３週間程度とされていますので、本日公示し、９月８日までとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

（会長）

続きまして、関係労使からの意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

（賃金指導官）

最低賃金法第２５条第５項により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする旨規定されております。

また、最低賃金法施行規則第１１条第１項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨と意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされています。

なお、公示期間は３週間程度とされていますので９月１６日を期限として、本日、公示する予定となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。

（会長）

ただいまの説明に関して、何かご質問などがありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続いて、議題（５）の「今後の審議日程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

令和７年度特定最低賃金審議日程案をご覧ください。

こちらは、７月１１日に開催された第４４３回本審議会で配付したものを加工しております。

ただいま、改正決定の諮問をさせていただきました２業種については、専門部会が開催されます。

電気機械器具製造業は、１回目を１０月８日、２回目を１０月１５日。

鉄鋼業は、１回目を１０月１０日、２回目を１０月１７日。

時間はいずれも午後２時からの開催予定でございます。

また、専門部会が２回で終了せず、３回目の審議を要することとなった場合には、１０月２０日に第３回目の専門部会を開催いたします。

なお、特定最低賃金の審議に当たっては、専門部会の決議が全会一致となった場合には「最低賃金審議会令第６条第５項」を適用し、「最低賃金専門部会の議決をもって審議会の決議とする。」旨、７月１１日開催の第４４３回本審議会でご了承いただいているところでございますので、そのとおり進めさせていただくことといたします。

特定最低賃金の金額審議においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、全会一致が得られない場合には、本審議会を設ける必要が生じます。

その場合には、１０月２２日午後３時から、本審議会を開催する予定としております。

なお、１０月２２日の本審議会が何等かの事情により開催できない場合の予備日は１０月２４日となっております。

昨年度の実績を申し上げますと、昨年度は鉄鋼業については専門部会で全会一致とならなかったことから、本審議会が開催されております。

なお、本審議会が開催については、専門部会の状況次第となりますので、委員の皆様には本審議会出席のご連絡が直前になる可能性があることをご承知おきくださるようお願いいたします。

特定最低賃金の金額審議が決議された場合は、公示を行い１５日間異議申出を受けますが、異議申出があった場合には１１月１２日午前１０時００分から異議申出に対する本審議会を開催する予定としておりますので、こちらにつきましてもご承知おきいただきたく存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

特定最低賃金の審議については、ただ今、事務局から説明があった日程で進めてまいります。

今後、事務局から連絡があった場合は、ご対応のほどよろしくお願いします。

なお、事務局は審議会の開催日程の変更などについては速やかに各委員に連絡をお願いします。

最後に議題（６）の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

それでは、全国の地域別最低賃金に係る答申の状況について、「令和７年度地域別最低賃金の改定状況」を配付しております。

こちらは、８月２２日までの答申状況となっております、４７都道府県のうち、２８都道府県。全体の６割ほどが答申しております。

事務局からは以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

各委員の皆様、そのほか、何か発言したいことなどはありませんか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、本日の審議を終わりたいと思います。

今回をもって、令和７年度の千葉県最低賃金改正に係る審議の全てが終了いたしました。

特に、専門部会委員の皆様には大変ご苦労をおかけいたしました。

千葉県最低賃金の改正決定に向けてご尽力をいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。

それでは、以上をもって閉会とします。